

第36期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■計算書類に係る会計監査報告

■監査役会の監査報告

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社クリーク・アンド・リバー社

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
 - イ. 2021年4月8日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
8,000個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 800,000株
 - ・新株予約権の払込金額
1個当たり 100円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり 1,443円
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 722円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
自 2021年4月26日 至 2031年5月31日
 - ・新株予約権の行使の条件
 - a. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

d. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	8,000個	800,000株	4名

□. 2023年4月6日開催の取締役会決議による新株予約権

・ 新株予約権の数

9,500個

・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 950,000株

・ 新株予約権の払込金額

1 個当たり 100円

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株当たり 2,257円

・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1 株当たり 1,129円

・ 新株予約権を行使することができる期間

自 2023年4月24日 至 2033年5月31日

・ 新株予約権の行使の条件

a. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	9,000個	900,000株	5名

会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
・太陽有限責任監査法人

- ② 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 海外連結子会社の計算書類監査の状況

当社の連結子会社であるCREEK & RIVER ENTERTAINMENT Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動規範としての「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定め、コンプライアンス研修を実施して周知徹底をはかっております。

また、当社は、監査役制度採用会社として、取締役会による代表取締役の業務執行状況の監督、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視の体制を構築し、公正な経営の実現を目指しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の定めに従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存をしております。取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、文書管理規程に従い、これに速やかに対応しております。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、「危機管理規程」に基づき、対応の原則を定めております。また、損失を未然に防ぐため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施することとしております。この内部監査結果に基づき、取締役の職務執行の「コンプライアンス体制」「リスク管理体制」の適切性の確保を行うこととしております。また、個人情報保護の観点から、プライバシーマーク認定を取得し、情報の取扱いに関する体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役を含む執行役員で構成する執行役員会を開催し、十分に議論を行い、取締役会審議事項の予備的な審議の充実及び経営意思決定が的確かつ迅速に行える体制をとっております。

⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役及び使用人の職務執行に係る事項の会社への報告に対する体制

「グループ会社管理規程」に基づき、一定の重要な事項についてグループ各社に報告を義務付けている他、グループ会議を実施し、各社の事業の方針、目標、計画及び進捗、その他重要事項等について、報告・協議を行う体制となっております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」及び「グループ会社管理規程」に基づき、イで記載した報告等を受けて、対応を行うこととしております。また、内部監査室が「内部監査規程」に基づき、必要に応じて子会社に対しても内部監査を実施することとしております。

ハ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社では、「決裁権限規程」により、権限委譲の範囲を明確にし、取締役会を開催し、十分な審議と的確かつ迅速な経営意思決定を行う体制をとっております。

ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範としての「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定め、周知徹底をはかる他、コンプライアンス研修を実施しております。また、各グループ会社に監査役を設置して、取締役の職務執行を監視する体制をとっております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人は、補助すべき監査役の職務に関連し、取締役からの指揮命令を受けず、また、この使用人の人事異動・評価については、監査役会の事前の同意を得ることとしております。

⑧ 監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会で指揮命令系統等の指示の実効性の確保に関する事項の決定をすることとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 会社の監査役に報告する体制

当社は「内部通報規程」を設け、取締役及び使用人が、法令及び定款に違反もしくは不正行為等の事実、又は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について、速やかに監査役へ報告することを義務付けております。また、内部監査を行う内部監査室は、結果について監査役に報告し、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制をとっております。また、監査役は、会計監査人との情報交換を適宜行うことにより、密接な連携をはかっております。

ロ. 子会社の取締役及び使用人が会社の監査役に報告するための体制

グループ各社では、「内部通報規程」等を設け、法令及び定款に違反もしくは不正行為等の事実、又は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について、グループ各社の監査役又は当社の内部監査室に報告を義務付けております。グループ各社の監査役や当社の内部監査室は、必要な調査を行い当社の監査役に報告を行うものとしております。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に、前号の報告を行った取締役及び使用人に一切の不利益が生じないように配慮する旨を定め、明文化しております。

- ⑪ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用に係る方針は監査役会で決定しております。監査役は、緊急又は臨時に支出した費用についても会社から前払又は償還を受けることが可能となっております。

- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、執行役員会に出席し、業務の意思決定及び業務の執行状況が法令及び定款に違反していないかどうかについて確認する体制となっております。

- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化をはかっております。

- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては、断固拒否する方針であります。「グループ・コンプライアンス・ポリシー」を定めている他、コンプライアンス研修等により社員への意識徹底をはかるとともに、社内体制を整備しております。反社会的勢力排除については、対応部署を管理グループとし、弁護士や所轄警察署など外部専門機関との連携を強化し、組織的に対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の決定の内容に基づいて運用を行っており、運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行の適正性及び効率性を確保するための体制

当社では、eラーニングシステムにより、コンプライアンス研修を実施しております。

また、一定の重要な事項は、執行役員会で議論を行った上で、社外取締役を含む取締役会において審議し、決定しております。監査役は、取締役会が代表取締役の業務執行の状況を監督していることを確認するため、取締役会に出席し、意見を述べております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。また、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針に従い、定期的に自主点検を行い、調査、是正を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役の指示の下、「コンプライアンス体制」「リスク管理体制」の適切性について、内部監査を実施するとともに、是正勧告を行い、監査結果を代表取締役に報告しております。

また、個人情報保護の観点から、定期的に自主点検を行い、調査、是正を行っております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社から「グループ会社管理規程」に基づく一定の重要な事項の報告を受けている他、目標、計画及び進捗、その他重要事項等について、報告・協議を行うため、四半期ごとにグループ会議を開催しております。

内部監査室は、代表取締役の指示の下、「内部監査規程」に基づきグループ会社についても内部監査を実施しております。

グループ各社では、「決裁権限規程」に従い一定の重要な事項を取締役会で審議し、決定しております。

また、グループ会社においても、eラーニングシステムにより、コンプライアンス研修を実施しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の内部監査室は、内部監査の過程の中で発見した重要な事項を監査役へ報告しております。監査役は、会計監査人とも定期的に情報交換を行っている他、監査の過程で発見された事項についての報告を受けております。

また、常勤監査役は、業務の意思決定及び業務の執行状況が法令及び定款に違反していないか確認するため、執行役員会にも出席しております。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室は、財務報告の適正性を確保するための体制について、内部監査を実施しております。また、会計監査人も財務報告に係る内部統制監査を実施しており、監査の過程で発見された事項についての報告を受け協議・対応しております。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社では、eラーニングシステムにより、コンプライアンス研修を実施しております。

また、取引先との間で締結する「基本契約書」には、取引先が反社会的勢力と関係があることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

連結株主資本等変動計算書

（自 2025年3月1日）
（至 2026年2月28日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,177,194	2,465,862	14,739,024	△2,697,156	15,684,925
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△892,935		△892,935
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,075,497		4,075,497
自己株式の処分				21,691	21,691
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		9,394			9,394
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	9,394	3,182,561	21,691	3,213,647
当連結会計年度末残高	1,177,194	2,475,256	17,921,586	△2,675,464	18,898,572

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	77,024	114,628	191,652	1,750	134,341	16,012,669
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△892,935
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,075,497
自己株式の処分						21,691
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						9,394
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	29,469	△1,529	27,939	-	141,644	169,583
当連結会計年度変動額合計	29,469	△1,529	27,939	-	141,644	3,383,231
当連結会計年度末残高	106,493	113,098	219,592	1,750	275,985	19,395,900

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 33社

・主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

・連結の範囲の変更

新たに設立した株式会社URS Games及び、株式会社C&R EVERLASTING STORYが新たに株式を取得した株式会社T&W オフィス（高橋書店グループ）を連結の範囲に含めております。
なお、連結子会社であった株式会社プロフェッショナルメディアは、吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・主要な会社等の名称 株式会社jeki Data-Driven Lab
エージェント・グロース株式会社

② 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

株式会社jeki Data-Driven Labの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

エージェント・グロース株式会社の決算日は6月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社シオン	3月31日 ※1
株式会社シオンステージ	3月31日 ※1
株式会社Shiftall	3月31日 ※1
リヴァイ株式会社	4月30日 ※2
きづきアーキテクト株式会社	6月30日 ※1
株式会社T&Wオフィス	6月30日 ※1
株式会社高橋書店	6月30日 ※1
株式会社高和堂	6月30日 ※1
株式会社高橋編集事務所	6月30日 ※1
高橋編集企画株式会社	6月30日 ※1
株式会社メディカル・プリンシプル社	10月31日 ※2
株式会社コミュニティ・メディカル・イノベーション	10月31日 ※2
CREEK & RIVER KOREA Co., Ltd.	12月31日 ※3
CREEK & RIVER SHANGHAI Co., Ltd.	12月31日 ※3
CREEK & RIVER Global, Inc.	12月31日 ※3
株式会社VR Japan	12月31日 ※3
CREEK & RIVER ENTERTAINMENT Co., Ltd.	12月31日 ※3
株式会社ANIFTY	1月31日 ※3

- ※1 12月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- ※2 1月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- ※3 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式 総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は以外のもの 総平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 総平均法による原価法

八. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品 総平均法による原価法
- ・ 製品 総平均法による原価法
- ・ 仕掛品 個別法による原価法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3年～37年
機械装置及び運搬具	2年～5年
器具備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。
- ・ のれん のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
- ・ その他の無形固定資産 当社及び国内連結子会社は定額法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. エージェンシー事業

主に人材派遣や人材紹介等の人材サービスであります。人材派遣については、契約期間の稼働実績に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。また、人材紹介については、候補者が求人企業に入社した時点で収益を認識しております。

ロ. プロデュース事業

主に受注制作等の請負契約及び準委任契約であります。当該契約においては、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい契約等については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

ハ. ライツマネジメント事業

主にコンテンツなどの知的財産のマネジメントサービスであります。顧客が有する映像、ゲーム、漫画、デザイン及びデータ等を当社及び連結子会社が代理人となり、顧客が権利に対する収益を獲得することで履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当するため、純額で収益を認識することとしております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

- ・従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ・当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「返金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「返金負債」は18,151千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	654,379千円
減損損失	43,266千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの金額は、企業結合に関連した被取得企業の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に、その超過額をのれんとして計上しており、定期的に償却しております。

のれんについては、被取得企業の株式取得時に見込まれた超過収益力等を事業計画の達成状況等により評価することによって、減損の兆候の有無を検討しており、のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上しております。

のれんの評価については、事業計画の達成状況等を基礎としており、当該事業計画には、株式取得時に計画していたサービスの事業化により生み出されるキャッシュ・フロー、過去の実績や事業環境を反映した将来の売上高成長率及び原価予測が主な仮定として含まれているため、これらが事業環境の変化等により見直しが必要となる場合には、のれんの評価の判断に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,889,638千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,009,000株

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,833,769株

(注) 株式給付信託型ESOP（信託E口）が保有する当社株式603,680株を含めております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年5月29日開催の第35期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 892,935千円
- ・ 1株当たり配当金額 41円
- ・ 基準日 2025年2月28日
- ・ 効力発生日 2025年5月30日

(注) 「配当金の総額」には、この配当の基準日である2025年2月28日現在で株式給付信託型ESOP（信託E口）が所有数する当社株式（自己株式）629,900株に対する配当金25,825千円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年5月27日開催の第36期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 1,088,945千円
- ・ 1株当たり配当金額 50円
- ・ 基準日 2026年2月28日
- ・ 効力発生日 2026年5月28日

(注) 「配当金の総額」には、この配当の基準日である2026年2月28日現在で株式給付信託型ESOP（信託E口）が所有数する当社株式（自己株式）603,680株に対する配当金30,184千円を含んでおります。

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	2021年4月8日 取締役会決議	2023年4月6日 取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	800,000株	950,000株
新株予約権の残高	8,000個	9,500個

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の敷金であり、保有会社の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び営業未払金は3ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、使途が運転資金及び設備投資資金であり、支払金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に沿って、経営企画部ならびに財務経理部にて取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については契約時に保有会社の与信管理を行い、定期的に保有会社の与信状況の確認を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況等を把握しております。借入金に係る支払金利の変動リスクについて、デリバティブ取引等によるヘッジ処理は行っておりませんが、金利交渉等を通じて金利節減に鋭意努めております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払ができなくなるリスク）の管理
 当社グループは、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	85,457	85,457	—
投資信託	105,238	105,238	—
(2) 敷金及び保証金	1,534,397	1,456,901	△77,496
資産計	1,725,092	1,647,596	△77,496
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	372,340	355,773	△16,567
負債計	372,340	355,773	△16,567

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「営業未払金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等及び投資事業組合への出資は、上記「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	2,135,229
投資事業組合出資	1,014

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	85,457	—	—	85,457
投資信託	—	105,238	—	105,238

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,456,901	—	1,456,901
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	355,773	—	355,773

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、投資信託は公表された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、変動金利建てについては、短期間に市場金利を反映することから当該帳簿価額によっており、固定金利建てについては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	クリエイティブ 分野 (日本)	クリエイティブ 分野 (韓国)	医療分野	会計・法曹 分野	CRES分野	計		
財又はサービスの種類								
エージェンシー事業	12,634,507	2,970,283	4,443,470	2,056,372	41,246	22,145,881	825,559	22,971,440
プロデュース事業	25,302,848	－	915,361	263,975	25,660	26,507,846	2,196,289	28,704,135
ライツマネジメント事業	1,025,901	135,544	－	－	965	1,162,411	41,658	1,204,070
その他の事業	537,181	489	423,681	15,702	6,129,873	7,106,928	1,373,301	8,480,229
顧客との契約から生じる収益	39,500,438	3,106,317	5,782,514	2,336,050	6,197,746	56,923,066	4,436,808	61,359,875
財又はサービスの移転の時期								
一時点で移転される財又はサービス	14,270,899	136,034	5,527,619	859,759	6,180,439	26,974,752	1,689,724	28,664,476
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	25,229,539	2,970,283	254,894	1,476,290	17,306	29,948,314	2,747,084	32,695,399
顧客との契約から生じる収益	39,500,438	3,106,317	5,782,514	2,336,050	6,197,746	56,923,066	4,436,808	61,359,875
その他の収益	－	－	－	－	34,062	34,062	－	34,062
外部顧客への売上高	39,500,438	3,106,317	5,782,514	2,336,050	6,231,809	56,957,129	4,436,808	61,393,938

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、IT・ファッション他の事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主として受注制作等の請負契約において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、履行義務の充足部分を一定の期間にわたり収益を認識した対価に対する権利のうち、債権を除いたものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主として受注制作等の請負契約において、顧客から受領した対価のうち、すでに収益として認識した額を上回る部分であります。契約負債は、履行義務は充足され収益を認識するにつれて、取崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格は、概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 902円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 192円61銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	4,075,497千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,075,497千円
普通株式の期中平均株式数	21,159,754株

2. 1株当たり当期純利益の算定における期中平均株式数については、株式給付信託型ESOP（信託E口）が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、603,680株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は、619,157株であります。

10. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社T&Wオフィス
事業の内容 グループ会社(手帳・日記、カレンダー等の企画、編集、出版)の管理業務
- ② 企業結合を行った主な理由
株式会社T&Wオフィスを持株会社とする高橋書店グループは、1948年の創業以来、「手帳は高橋」のブランドのもとマーケットリーダーとして業界を牽引し、グループ全体として手帳、日記及び書籍等の企画・編集・出版業を展開しております。この度のグループ化により、高橋書店グループの事業継承ニーズに応えるとともに、当社グループがネットワークするプロフェッショナルの叡智を組み合わせることで新たな価値創造を目指してまいります。
- ③ 企業結合日
2025年3月31日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式の取得
- ⑤ 結合後の企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金及び預金を対価とする株式取得によるものです。

- (2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年4月1日から2025年12月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	9,499百万円
取得原価		9,499百万円

(4) 資金の調達方法

金融機関からの借入及び自己資金

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 15,551千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

560,842千円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

株式取得契約に基づく投資額が受け入れた資産及び負債の純額を上回ったことによるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間の均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産	15,185,180千円
固定資産	3,251,914
資産合計	18,437,094

流動負債	9,273,170
固定負債	224,769
負債合計	9,497,940

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(株式給付信託型ESOP)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2014年10月2日開催の取締役会決議に基づき、一定以上の職位者に対し経営参画意識の向上を促すとともに、業績へのコミットメントとそのインセンティブを高めるための報酬制度として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本制度は、あらかじめ当社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、株式給付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場において取得します。

当社は、株式給付規程に基づき、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に（累積した）ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

本制度の導入により、当社従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、当社従業員がこれまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

なお、2023年4月6日開催の取締役会において、本制度の継続及び追加拠出について決議しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は、764,520千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、603,680株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は、619,157株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社クリーク・アンド・リバー社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴	谷	哲	朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今	井	裕	之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリーク・アンド・リバー社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリーク・アンド・リバー社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

損益計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,014,370
売上原価		22,884,265
売上総利益		10,130,104
販売費及び一般管理費		7,634,266
営業利益		2,495,838
営業外収益		
受取利息	29,525	
受取配当金	472,451	
雑収入	3,057	
その他	25	505,059
営業外費用		
支払利息	31,076	
貸倒引当金繰入	64,749	
その他	303	96,128
経常利益		2,904,769
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1,576	1,576
特別損失		
固定資産除却損	2,808	
投資有価証券評価損	39,999	
関係会社株式評価損	338,559	
減損損失	30,843	412,211
税引前当期純利益		2,494,134
法人税、住民税及び事業税	693,855	
法人税等調整額	△55,903	637,952
当期純利益		1,856,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,177,194	412,606	2,068,061	2,480,668	9,087,432	9,087,432	△2,697,156	10,048,139
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△892,935	△892,935		△892,935
当 期 純 利 益					1,856,181	1,856,181		1,856,181
自 己 株 式 の 処 分							21,691	21,691
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	963,246	963,246	21,691	984,937
当 期 末 残 高	1,177,194	412,606	2,068,061	2,480,668	10,050,678	10,050,678	△2,675,464	11,033,077

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	66,605	66,605	1,750	10,116,494
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△892,935
当 期 純 利 益				1,856,181
自 己 株 式 の 処 分				21,691
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	19,337	19,337	-	19,337
当 期 変 動 額 合 計	19,337	19,337	-	1,004,274
当 期 末 残 高	85,942	85,942	1,750	11,120,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は以外のもの 総平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 総平均法による原価法
- ③ 棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・ 商品 総平均法による原価法
 - ・ 製品 総平均法による原価法
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法
 - ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く。) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～15年
器具備品	2年～15年
- ② 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法を採用しております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
当社は、2021年10月1日付で退職一時金制度を廃止しております。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	4,203,949千円
関係会社株式評価損	338,559千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内の回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行い、評価損として特別損失に計上しております。

一部の関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。算定の基礎となる事業計画には、株式取得時に計画していた

サービスの事業化により生み出されるキャッシュ・フロー、過去の実績や事業環境を反映した将来の売上高成長率及び原価予測が主な仮定として含まれています。これらの主な仮定が事業環境の変化等により見直しが必要となり、超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	973,802千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
株式会社コネクトアラウンド	200,000千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	82,251千円
短期金銭債務	78,937千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	474,346千円
② 営業費用	466,617千円
③ 営業取引以外の取引高	482,452千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,833,769株

(注) 株式給付信託型ESOP (信託E口) が保有する当社株式603,680株を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	32,172千円
未払事業所税	13,577
貸倒引当金	196,865
賞与引当金	55,953
退職給付引当金	15,374
一括償却資産	1,433
投資有価証券評価損	15,717
株式給付引当金	92,990
返金負債	836
減価償却超過額	9,609
関係会社株式評価損	433,127
関係会社出資金評価損	37,467
資産除去債務	38,551
その他	43,271
繰延税金資産小計	<u>986,946</u>
評価性引当額	<u>△644,984</u>
繰延税金資産合計	<u>341,965</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△39,557</u>
繰延税金負債合計	<u>△39,557</u>
繰延税金資産の純額	<u>302,407</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社C&R EVERLASTING S T O R Y	100.00	役員の兼任 4名	資金の貸付	—	短期貸付金	350,000
				利息の受取 (注) 1	3,538	未収入金	1,565
子会社	株式会社コネクトア ラウンド	100.00	役員の兼任 1名	資金の貸付	361,800	短期貸付金	714,178
						長期貸付金	171,202
				利息の受取 (注) 1	8,417	未収入金	11,083
				債務保証 (注) 2	200,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 金融機関からの借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 525円10銭
(2) 1株当たり当期純利益 87円72銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	1,856,181千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	1,856,181千円
普通株式の期中平均株式数	21,159,754株

2. 1株当たり当期純利益の算定における期中平均株式数については、株式給付信託型ESOP(信託E□)が所有する当社株式を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、603,680株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は、619,157株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13 . その他の注記

(株式給付信託型ESOP)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2014年10月2日開催の取締役会決議に基づき、一定以上の職位者に対し経営参画意識の向上を促すとともに、業績へのコミットメントとそのインセンティブを高めるための報酬制度として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本制度は、あらかじめ当社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、株式給付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場において取得します。

当社は、株式給付規程に基づき、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に（累積した）ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

本制度の導入により、当社従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、当社従業員がこれまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

なお、2023年4月6日開催の取締役会において、本制度の継続及び追加拠出について決議しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の帳簿価額（付随費用の金額を除く。）は、764,520千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該自己株式の期末株式数は603,680株、期中平均株式数は619,157株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社クリーク・アンド・リバー社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリーク・アンド・リバー社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社クリーク・アンド・リバー社 監査役会

常勤監査役 飯 田 繁 ㊟

監 査 役 喜多村 裕 ㊟

社外監査役 安 部 陽一郎 ㊟

社外監査役 野 村 雅 行 ㊟

以 上